

## 令和2年度 第2回社会福祉審議会議事録（要点筆記）

日 時 令和3年2月18日（木曜日）  
10時00分～11時40分

場 所 江別市民会館小ホール

出席委員数 18名

出席：阿部 実、飯塚 正美、五十嵐 友紀子、稲垣 修、大澤 真平  
柏尾 久実子、鎌田 直子、河治 昭、北澤 多喜雄、小高 久子、  
佐藤 功、佐藤 レイ子、高垣 智、東 則子、松村 昭二、  
山崎 道彦、山本 みき、米内山 陽子  
欠席：井上 剛、今野 渉、角江 信彦、帆苺 祐一、八巻 貴穂、  
吉田 達臣

事務局：健康福祉部長 佐藤 貴史、健康福祉部次長 伊籐 忠信、  
健康推進室長 五十嵐 工、  
新型コロナウイルス感染症対策室長 及川 正男、  
子育て支援室長 岩渕 淑仁、障がい福祉課長 山岸 博、  
医療助成課長 清水 さおり、介護保険課長 浦田 和秀、  
介護保険課参事 阿部 昌史、保健センター長 中村 哲也、  
保健センター参事 児島 栄弥子、健康推進室参事 四條 省人、  
新型コロナウイルス感染症対策室参事 柴田 佳典、  
子育て支援課長 阿部 徳樹、子ども育成課長 天野 保則、  
介護保険課高齢福祉係長 高松 裕貴子、  
介護保険課主査 和田 めぐみ、  
管理課長 村田 和陽、管理課総務係長 深見 亜優、  
管理課総務係主査 竹下 靖子、管理課総務係 菅原 ゆかり

傍聴者 1名

議 題

(1) 報告事項

- ア 令和3年度予算案の概要について
- イ 第3期地域福祉計画の進捗状況について

- ウ 障がい者支援・えべつ21プランの策定について
- エ 高齢者総合計画の策定について
- オ 成年後見制度利用促進基本計画について
- カ 待機児童解消対策について

## 村田管理課長

本日はご多忙の中、ご出席いただきありがとうございます。

これより令和2年度第2回「江別市社会福祉審議会」を開会いたします。  
本日は24名の委員中18名の方にご出席いただいております。江別市社会福祉審議会条例第7条第1項の規定により委員の過半数が出席しておりますことから、本会が有効に成立していることをご報告いたします。

初めに、資料の確認ですが、事前にお送りしたものをお持ちいただいているかと存じます。

まずは次第、資料1（江別市予算案 令和3年度）、資料2（第3期江別市地域福祉計画進行管理（評価））、別冊1（障がい者支援・えべつ21プラン）、別冊2（江別市障がい福祉計画等策定に関するアンケート調査集計結果報告書）、別冊3（江別市高齢者総合計画）、別冊4（江別市高齢者総合計画の策定に関する実態調査報告書（概要））、資料3（江別市成年後見制度利用促進基本計画（案）の構成について）、資料番号なし（成年後見制度利用促進基本計画の策定に関する意見提出書）、別冊5（江別市成年後見制度利用促進基本計画）、最後に資料4（待機児童解消対策について）、です。

お手元の資料が不足している方は、挙手をお願いいたします。

議事が始まります前に、傍聴についてですが、この社会福祉審議会は、公開するものとなっております。今回傍聴者がいらっしゃいますことから、入室を許可しますことを報告いたします。

（傍聴者着席）

開会にあたりまして、江別市健康福祉部長の佐藤からご挨拶を申し上げます。

**佐藤健康福祉部長 挨拶**

### 村田管理課長

2月1日付けで健康福祉部において人事異動がありました。

新型コロナウイルス感染症対策に関する業務に対応するため、新型コロナウイルス感染症対策室が設置されましたので、職員をご紹介します。

新型コロナウイルス感染症対策室 室長の及川です。

### 及川新型コロナウイルス感染症対策室長 挨拶

### 村田管理課長

同じく参事の柴田です。

### 柴田新型コロナウイルス感染症対策室参事 挨拶

### 村田管理課長

それでは、ここからは佐藤会長に会議の進行をお願いいたします。

### 佐藤会長

それでは、議事に入ります。

本日は、報告案件が6件あるということです。

それではまず、報告事項 ア「令和3年度予算案の概要について」を議題といたします。

事務局から報告をお願いします。

### 伊藤健康福祉部次長

それでは、私から、令和3年度の健康福祉部が所管する主な事業の予算案の概要について、ご報告させていただきます。

資料1「江別市予算案」の1ページをご覧ください。

令和3年度当初予算の基本方針ですが、第6次江別市総合計画「えべつ未来づくりビジョン」の後期5年間の3年次目となり、記載の4つの基本理念に基づき、各事業を進めていこうとするものであります。

予算編成のポイントは中段に記載のとおりであります。新型コロナウイルス感染症対策については別途編成する補正予算により対応し新年度予算と一体的に進めていくこととしております。

なお、各会計別の予算規模につきましては、下段に記載しておりますので、後ほどご参照ください。

次に、資料の2ページをお開きください。

初めに、左上「高齢者保健・介護予防一体的実施推進事業」ですが、高齢者の医療・介護・保健データを一体的に分析し、個別支援が必要な方に対し、生活習慣病の重症化予防等を目的とした保健指導を行うなど、保健事業と介護予防を一体的に実施することで健康寿命の延伸を図ろうとするものであります。

右下中段、「成人検診推進事業」ですが、がんの早期発見・早期治療のため、これまでの検診に加え、新たに胃がん内視鏡検診を実施し、成人検診の受診率向上に努めようとするものであります。

次に、右下「(参考)一般介護予防事業(「通いの場」を活用した介護予防・健康づくり)」ですが、高齢者が社会参加しつつ自立した生活を送ることができるよう、住民主体の通いの場を支援するほか、コロナ禍により心身が虚弱状態になるのを予防する事業や、口腔機能向上に向けた事業を実施することにより、介護予防と健康づくりのための生活機能の維持向上を図ろうとするものであります。

3ページをご覧ください。

左上の「重度心身障がい者等交通費助成事業」ですが、重度心身障がい者・障がい児の生活圏拡大と社会参加の促進を図るため、交通費の一部を助成するもので、これまでのタクシー利用券と、新たに導入する自動車燃料費助成券のいずれかを選択できる制度とし、障がいの特性などに応じた交通費助成を行おうとするものであります。

次に、右下中段、「市民後見推進事業」ですが、認知症や障がい等により判断能力が十分ではない方々の生活を保護・支援するため、江別市成年後見制度利用促進基本計画を策定し、制度の普及啓発や相談支援体制の充実、市民後見人の育成、成年後見人等への活動支援体制の整備などに取り組み、成年後見制度の利用促進を図ろうとするものであります。

続きまして、4ページをお開きください。

右上の「民間社会福祉施設整備費補助事業」ですが、待機児童の解消を図るため、民間事業者が行う保育施設の整備を支援するもので、新たに開設予定の保育施設に対する補助を行うことにより、子育て支援体制の充実を図ろうとするものであります。

続きまして、5ページをご覧ください。

左上の「放課後児童クラブ運営費補助金」ですが、民間放課後児童ク

ラブの運営に係る費用の一部を補助するほか、待機児童の発生が見込まれる小学校区に新たに放課後児童クラブを開設する際の施設整備費等を補助するなど、放課後における児童の安全・安心な居場所づくりを図り、子育てと就労の両立を支援しようとするものであります。

続きまして、6ページをお開きください。

左上から、国民健康保険特別会計、後期高齢者医療特別会計、介護保険特別会計について記載しておりますので、後ほどご参照ください。

続きまして、7ページをご覧ください。

こちらは、新型コロナウイルス感染症対策に係る令和2年度補正予算として編成し、その多くは令和3年度に繰り越して実施する予定の事業です。

4番、コロナ禍における継続的な医療提供体制の確保に必要な経費、6番、高齢者福祉施設職員等に対するPCR検査に要する経費、9番、新型コロナウイルスワクチンの接種に要する経費など、記載の事業を予定しており、財源には、国の「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金」などを活用しながら、感染症対策に関する事業を実施するものであります。

令和3年度予算案の概要についての報告は、以上でございます。

#### **佐藤会長**

ただ今の報告について、皆様からご質問等はありませんか。

#### **鎌田委員**

5ページの放課後児童クラブの運営費補助金に関して、現在、児童クラブは何か所あるのでしょうか。

#### **阿部子育て支援課長**

民間児童クラブにつきましては、現在18か所あり、令和3年度に2か所増える予定です。さらにもう1か所は、今募集しております児童の推移を見ながら、令和4年度に向けて施設を整備する方向で考えております。

#### **鎌田委員**

ありがとうございます。

#### **佐藤会長**

そのほかはありませんか。

## 東委員

最終ページの一般会計補正予算の、新型コロナウイルス感染症対策について、様々にご検討いただいていることは大変ありがたいと思っています。市内でまだクラスターが継続されておりますし、私達市民にとっては、いざという時にどこの病院で助けていただけるのかと不安があります。地域住民のための病院としてせつかく江別市立病院があるので、新型コロナウイルス感染症についても重点的に対応していただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

## 及川新型コロナウイルス感染症対策室長

新型コロナウイルス感染症に対応している病院は、基本的には公表をしておりますので、実際には対応していたとしても、どの病院で受け入れていますということを公表できない点につきましては予めご了解をいただきたいと思いますが、今後も市内で出来る限りの対応をしていきたいと考えておりますので、どうぞよろしく願いいたします。

## 東委員

ありがとうございます。

## 佐藤会長

そのほかはありませんか。

(なしの声)

## 佐藤会長

それでは、次に、イの「第3期地域福祉計画の進捗状況について」を議題といたします。

事務局から報告をお願いします。

## 村田管理課長

地域福祉計画の進捗状況について、ご報告いたします。

「資料2」をお手元にご用意願います。

第3期江別市地域福祉計画は、平成27年度から令和元年度までの5か年間の計画でありまして、毎年、当審議会において進捗状況についてご報告しております。

今回は、計画の最終年次であります令和元年度の評価結果がまとまりましたので、ご報告させていただきます。

「資料2」の一番最後のページ、8ページをお開き願います。

この資料は、江別市地域福祉計画において示されている基本目標、基本施策、その下の主要施策という体系に沿って、評価結果を数値で示した資料となっております。

「主要施策」のさらにその下には、100数十本の個別事業がぶら下がっておりますが、それらの個別事業について担当部署において、5は「非常に評価できる」、4は「かなり評価できる」、3は「普通に評価できる」、2は「少し評価できる」、1は「ほとんど評価できない」の5段階で評価し、平均したものが、右端の欄にあります「主要施策評価」の数値となっております。

また、真ん中の欄では、もう少し大きな括りである「基本施策」ごとに平均したものを平成27年度から記載してあります。

全体の「総合評価」ですが、右上の欄にありますとおり、令和元年度は「3.3」となり、計画初年度である平成27年度の数値「3.4」から0.1ポイントの減となり、概ね順調に計画が推移してまいりました。

三つの「基本目標」に繋がる各「基本施策」の評価数値につきましても、中央にありますとおり、計画初年度からそれほど大きな変化はありませんが、表の右端の欄の主要施策に関する評価の数値の変化が、過去から比較的に大きかった項目としましては、「基本目標2 地域を支える担い手やネットワークづくり」の「基本施策3 福祉を担う人材などの確保・育成」の中にあります「主要施策③ 企業などにおける地域貢献活動への働きかけ」につきましても、平成27年度と比較しまして、令和元年度では0.5ポイント上がり、今回の評価が「3.5」となっております。

具体の事業内容での主な変化としましては、「企業・団体の地域貢献活動への支援」という事業におきまして、車椅子無料点検やひとり暮らし高齢者宅の水廻り無料点検などに加え、福祉巡回車の寄贈や介護用電動ベッドの寄贈などが新たにあったことが挙げられます。

反対にポイントの下がり幅が大きかったものとしましては、同じく「基本目標2」の「基本施策5 ボランティア団体などの活動促進」の中にあります「主要施策③ ボランティア団体と自治会などの地域団体との連携促進」につきましても、平成27年度当初と比較して、令和元年度では1ポイント下がり、評価が「3.0」となっております。

具体の事業内容の主な変化では、「大学版出前講座支援事業」におきまして、過去の実績で年間8件あった開催件数が、新型コロナウイルス感染症拡大の影響などもございまして、令和元年度に1件にまで減ったことが挙げられます。

評価結果の概要は以上となりますが、ご覧の「資料2」の1ページから7ページには、基本施策毎の取組の概要を記載しておりますので、内容につきましては、後ほどご参照いただきたいと思います。

最後に、令和2年度からは、第4期の地域福祉計画を推進しており、第3期計画の評価結果等を踏まえ、基本理念の「お互いさま、みんなで支えあう地域づくり」に向けて、施策の推進に一層努めてまいりたいと考えております。

### 佐藤会長

ただ今の報告について、皆様からご質問等はありませんか。

(なしの声)

### 佐藤会長

それでは、次にウの「障がい者支援・えべつ21プランの策定について」を議題といたします。

事務局から報告をお願いします。

### 山岸障がい福祉課長

障がい者支援・えべつ21プランの策定について、ご報告いたします。

本計画の策定にあたりましては、昨年10月28日に本審議会で、障がい者支援・えべつ21プランの策定の趣旨やスケジュール等について、ご報告したところでありますが、その後、パブリックコメントを実施し、策定委員会での協議を経て、計画最終案の作成に至りましたことから、その内容等について、ご報告いたします。

はじめに、計画案の概要であります。別冊1の「障がい者支援・えべつ21プラン」(案)をご覧ください。

まず、別冊1の4ページをご覧ください。

計画策定の基本的方向であります。①の計画策定の基本的な考え方としては、前計画の基本理念や基本目標を尊重し、枠組み及び施策を継承すること



としております。

また、国の基本指針や道の計画等を踏まえ、サービス見込量などの数値目標を定めるとともに、必要な事業を追加するものであります。

(2) の新制度への対応としまして、「障害者による文化芸術活動の推進に関する法律」や「視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律」などの法改正に伴い、基本施策の中に新たな事業を盛り込むものであります。

(3) の計画策定の視点であります。現計画の施策の実施状況の評価とともに、対象者等へのアンケート調査、関係団体へのヒアリングなどを行い、その結果を踏まえ、計画を策定するものであります。

(4) の江別版「生涯活躍のまち」構想との整合についてであります。江別市生涯活躍のまち形成事業計画に基づき、障がい者の就労や社会活動、住まい、生活支援など、一体的かつ継続的に提供する「生涯活躍のまち」の整備に向けて、就労継続支援事業所やグループホームなどの整備が進められているところであり、本計画においては、江別版「生涯活躍のまち」構想との整合を図りながら、障がいのある方に対応した地域包括ケアの推進に努めることとしております。

次に、8ページから24ページまでは、障がい者及び障がい児の手帳所持者数などの推移について、また、25ページから27ページまでは、障がい者及び障がい児を取り巻く状況について、28ページと29ページには、サービス提供体制の現状について記載しております。

30ページをご覧ください。

第3章の障がい福祉施策等の進捗状況としまして、6か年の基本計画であります第4期障がい者福祉計画に関する進捗状況について記載しております。

また、31ページから39ページまでは、3か年の実施計画となります第5期障がい福祉計画及び第1期障がい児福祉計画の進捗状況や、障害福祉サービス、地域生活支援事業の実績について記載しております。

次に、40ページから57ページまでは、障がい福祉の課題としまして、昨年9月に実施しましたアンケート調査の結果について、生活状況や雇用・就労、障害福祉サービスなどに関して、内容を一部抜粋して記載しております。

58ページと59ページをご覧ください。

障がい者団体などに対する団体ヒアリングの結果をまとめたものでありますが、記載の6つの団体に対しまして、各団体の課題や生活支援など8つのヒアリング項目について調査を実施したところであり、主な意見・要望について記載しております。

続きまして、60ページと61ページであります。今回実施しましたアンケート調査と団体ヒアリングの結果などから、課題を整理したものであります。

主な内容であります。①の相談支援体制の充実では、「相談・情報提供体制・窓口の整備」や「介護・医療・障がいなど連携された相談体制」が重要との回答が多かったことなどから、情報の提供体制や専門的な助言を行うための体制整備などが課題となっております。

また、②のニーズに合った障害福祉サービスの提供では、障がい者などのニーズや障がい特性などに応じた障害福祉サービスの確保が求められていることや、障がい福祉やボランティアの団体で活動する方の高齢化が進んでおり、将来の担い手不足が課題となっております。

61ページになりますが、⑤の障がいのある方が住みやすい環境づくりでは、避難誘導體制や訓練の充実など「防災対策の充実」が重要との回答が多かったことや、災害時の適切な情報伝達や避難時の環境の整備について不安があるという意見などから、災害時の対応や環境づくりなどが課題となっております。

次に、62ページであります。計画の基本的な考え方として、基本理念と基本目標を示しております。また、「障がいのある方の自立を地域で支える共生社会の形成」を基本理念に、「総合的ケアマネジメント体制の確立」など8つの基本目標を掲げております。

また、63ページには、計画の施策体系として、基本理念のもと、各基本目標ごとに基本施策を示しております。また、施策体系の基本フレームや内容については現計画から変わっておりません。

64ページからは、第5期障がい者福祉計画になりますが、この計画は、市の障がい福祉施策に関する中長期的な方向性を示す基本計画となるもので、64ページの表では、基本目標を達成するために成果指標を定めており、各指標についても、現計画から変わっておりません。

次の65ページから78ページまでは、各基本施策ごとの主な事業を記載しておりますが、手話に関する施策や農福連携の推進、感染症拡大防止対策の推進、障がい者文化芸術活動の推進、読書バリアフリーの推進などの事業を新たに盛り込んでおります。

79ページ以降は、第6期障がい福祉計画及び第2期障がい児福祉計画になりますが、基本計画である第5期障がい者福祉計画の施策推進に向けた障がい福祉サービスの提供体制の確保と円滑な実施のための実施計画となるものであります。

これらの計画では、令和5年度を目標として、施設入所者の地域生活への移行や福祉施設からの一般就労への移行のほか、障がい児支援の提供体制の整備について、国の基本指針に即して、目標値を設定しておりますほか、82ページから92ページには、各障害福祉サービスごとの見込量と今後の取組の方向性について記載しております。

また、93ページと94ページであります。計画の実現に向けて、障がいのある方がいきいきと安心して生活できる環境づくりと、障がいのある方を支える持続可能な基盤づくりについて記載しております。

95ページからは、資料編となりますが、このうち、101ページと102ページに、パブリックコメントの実施結果を記載しております。

市民意見募集の結果概要であります。昨年12月25日から本年1月25日までパブリックコメントを実施し、2名の方から計6件の意見をいただいたところであります。

意見の反映状況については、Cの「案に反映していないが、計画の展開にあたって参考等とするもの」が3件、また、Eの「その他の意見」が3件となったところであります。

意見の内容としましては、ノーマライゼーションや就労支援、農福連携に関する取り組みやアンケート調査などに関する意見となっており、いずれも今回の計画案へ反映したものではありませんが、各意見の内容、市の考え方及び区分の詳細については、記載のとおりでありますので、ご参照いただければと思います。

この別冊1の計画案については、今月1日に開催しました策定委員会でパブリックコメントの実施結果及び計画案について協議いただき、最終案としてまとめたところあります。

また、別冊2の「江別市障がい福祉計画等策定に関するアンケート調査集計結果報告書」については、障がい者と障がい児それぞれの調査結果の詳細をグラフ化してまとめたところでありますので、ご参照いただければと思います。

なお、本計画の最終案をもって、3月に計画を確定する予定であります。その内容については、アンケート調査集計結果報告書とともに、市のホームページなどで公表する予定であります。

### 佐藤会長

ただ今の報告について、皆様からご質問等はありませんか。

(なしの声)

### 佐藤会長

それでは次に、エの「高齢者総合計画の策定について」を議題といたします。事務局から報告をお願いします。

### 浦田介護保険課長

江別市高齢者福祉総合計画の策定について、ご報告いたします。

本計画の策定に当たりましては、令和元年10月30日の本審議会で、高齢者総合計画の策定の趣旨やスケジュール等について、ご報告したところでありますが、その後、介護保険事業等運営委員会を合計6回開催し、当委員会の協議を経て、計画の最終案の作成に至りましたことから、その内容等についてご報告いたします。

資料別冊3「江別市高齢者総合計画」(案)をご覧ください。本計画は、総論と各論に分かれており、総論において、計画策定の概要や計画の基本的な考え方を、各論において、計画の推進に向けた施策や保険料等を記載したところがあります。

それでは、計画の概要を説明します。

資料別冊3の3ページをご覧ください。本計画の位置づけであります。上位計画である「第6次江別市総合計画」の目指すまちづくりの基本理念を踏まえ、福祉部門の基本計画として位置づけられる「地域福祉計画」との整合を図りながら、高齢者を対象とした総合的な福祉施策の実施に関する高齢者保健福

祉計画と介護保険事業に係る保険給付及び地域支援事業の実施に関する介護保険事業計画を一体的に策定するものであります。

次に48、49ページをお開きください。48ページに基本理念、基本目標等を記載し、これらの目標を推進するための具体的な取組を右ページ49ページに一覧にして記載しております。

次期計画におきましても、今期の計画同様に、団塊の世代が後期高齢者となる令和7年度に向けて、地域包括ケアシステムの深化・推進に向けた取組を一層進めていこうとするものであります。

なお、現行計画と比較しますと、計画目標として、4 認知症施策の推進を盛り込んだほか、施策項目においては、計画目標2の(3)高齢者の保険事業と介護予防の一体的実施、計画目標4の(3)成年後見制度の推進、計画目標5の(2)災害や感染症対策の推進などを新たに盛り込み、現状の課題等を踏まえた上で、高齢者施策の充実に努めてまいりたいと考えております。

具体的取組については、49ページに一覧で掲載し、これらの取組の詳細については、50ページ以降に記載のとおりであります。

次に100ページをお開きください。介護保険の対象となる被保険者数の将来見込みを記載しております。上段の表に記載のとおり、江別市の65歳以上の人口であります。年々増加していくとともに、令和4年度には、75歳以上の後期高齢者の人口の割合が65歳から74歳の人口の割合を上回り、令和22年度には、後期高齢者人口が高齢者全体の約6割になることが見込まれております。

このような状況から、下段の表に記載のとおり、要介護・要支援認定者数が、今後も増加することが想定されており、次ページから記載している介護サービス量の見込み及び128ページから記載している事業費総額も上昇していくことを見込んでだところあります。

なお、第8期(令和3年度～令和5年度)の事業費総額は、131ページの表に記載のとおり、340億6772万5千円と見込んだところす。

133ページをご覧ください。次期計画期間(令和3年度～令和5年度)の介護保険料月額基準額をフロー図で記載しております。只今ご説明しました、事業費総額に基づき、保険料収納必要額を算出したところ、推計上の介護保険料月額基準額は、5,862円となりましたが、65歳以上の方の保険料(第1号被保険者保険料)の剰余金である介護保険給付費準備基金1億9千万円の活用により、次期(第8期)の介護保険料月額基準額は、今期と同額の

5, 720円に維持することとしたところであります。

141ページをご覧ください。資料編となりますが、パブリックコメントの実施結果を記載しております。

市民意見募集の結果概要であります。昨年12月25日から本年1月25日までパブリックコメントを実施し、4名の方から13件のご意見をいただいたところです。意見の反映状況については、同ページの表に記載のとおりであります。

意見の内容としましては、142ページ以降となりますが、新型コロナウイルス感染症にかかわる対応、在宅で安心して暮らすための環境づくりなどに関する意見などとなっており、各意見の内容、市の考え方及び区分の詳細については、記載のとおりでありますので、ご参照いただければと思います。

次に、別冊4 江別市高齢者総合計画の策定に向けた実態調査報告書について、ご説明いたします。

まず、皆様におことわりしておきますが、本報告書は、全部で400ページあることから、調査の概要部分のみをお配りさせていただいておりますので、ご了承ください。

調査結果の概要については、11ページ以降にその内容を記載しておりますが、市民向け調査においては、誰もが参加・活動しやすい地域づくりを目指すこと、介護予防の取り組みを進めること、在宅医療を更に充実させていくこと、認知症に関する正しい知識等の普及啓発の取り組みを更に進めていくことその他、相談支援体制として、地域包括支援センターや成年後見支援センターの認知度を高めていくなどの必要性がうかがえました。

このようなアンケート調査の結果を踏まえまして、今後の課題を整理し、先ほどご説明した「江別市高齢者総合計画（案）」の策定に至ったところです。

なお、本調査結果のすべてにつきましては、既に江別市ホームページに掲載しておりますので、ご参照いただきたいと思います。

最後に、今後の予定であります。本計画の最終案をもって、3月に計画を確定し、その内容については、市のホームページなどでも公表する予定であります。

## 佐藤会長

ただ今の報告について、皆様からご質問等はありませんか。

## 阿部委員

施設の通所サービスを利用されている方の状況について、要支援1・2、要介護1・2の方でサービスを利用して機能が回復する方がいらっしゃるのか、あるいは施設から自宅に戻って生活する方がいらっしゃるのか、逆にそういうところで訓練を受けてもむしろ介護度が悪い方に下がっていくのか、大まかでよろしいので状況がわかれば教えてください。

施設のサービスを利用して、訓練して状態が良くなるのかどうかを知りたいです。

## 阿部介護保険課参事

ご質疑いただきました要支援者・要介護者の介護度の移行状況について、市といたしましては、これまでも介護予防や重症化防止に係る取組を行ってきたところです。各通所サービス事業所を利用する高齢者の介護度の評価等については、申し訳ございませんが、ただ今持ち合わせておりませんので、ご了承いただきたいと思います。

## 阿部委員

わかりました。

## 佐藤会長

そのほかはありませんか。

(なしの声)

## 佐藤会長

それでは次に、オの「成年後見制度利用促進基本計画について」を議題といたします。事務局から報告をお願いします。

## 浦田介護保険課長

江別市成年後見制度利用促進基本計画の素案について、その概要をご説明いたします。

本計画の策定に当たっては、江別市後見実施機関運営協議会において審議し、この度、計画の素案を策定したところでありますが、当協議会の委員は、学識経験者、法律の専門家のほか、社会福祉士会、地域包括支援センター、障がい者支援センターの職員で構成されており、公募等により選考された市民の委員

が含まれていないことから、昨年10月28日の本審議会でご説明したとおり、この計画素案については、本審議会の委員の皆様にもご審議いただきたいと考えております。

それでは、まず資料3「江別市成年後見制度利用促進基本計画（案）の構成について」をご覧ください。

本計画は、はじめに「成年後見制度についての説明」と「用語説明」、そして、章立ては第1章から第5章、最後に資料編で構成しております。

まず、第1章「計画策定にあたって」では、計画策定の概要、第2章「成年後見制度を取り巻く現状と課題」では、本市の現状や市民アンケート調査結果、及びそこから見える本市の課題を記載しております。

第3章では、本市の本計画における「基本理念」と「3つの基本目標」及び「3つの基本施策」について記載し、「施策を体系化」しております。

第4章では、「各施策の展開」として9つの項目を設定し、今後の方向性や具体的な取組について記載しております。

第5章では、「計画の推進」に向けた進捗管理や指標の設定について記載しております。

最後に、資料編として、計画策定にかかる審議経過や市民アンケート結果、パブリックコメントの結果等について掲載する予定です。

以上が全体の構成となります。

それでは次に、資料別冊5「江別市成年後見制度利用促進基本計画」（案）の8ページ、9ページをご覧ください。

本計画は、平成28年5月に施行された「成年後見制度の利用の促進に関する法律」及び平成29年3月に策定された国の「成年後見制度利用促進基本計画」、また、令和元年度に策定された「認知症施策推進大綱」など国の動きを踏まえ、本市においても基本計画を策定し、「たとえ支援が必要な状態になっても、誰もが住み慣れた地域で自分らしく暮らし続けることができる地域づくりを目指し、成年後見制度の利用促進に向けた取組を進める。」ことを計画策定の目的としております。

続いて10ページをご覧ください。

本計画の「位置づけ」であります。本計画は成年後見制度利用促進法第14条第1項に基づき策定するものであり、また、本市の最上位計画である「第6次江別市総合計画」のまちづくりの基本理念を踏まえ、福祉部門の基本計画



である「江別市地域福祉計画」や他の福祉関係の個別計画との整合、連携を図るものであります。

続いて11ページをご覧ください。

本計画の「計画期間」であります。本計画は「地域福祉計画」と一体的に取り組むため、現行の「第4期江別市地域福祉計画」と終期を合わせ、令和3年7月から令和7年3月までとしております。

続いて12ページをご覧ください。

本計画の「策定体制」であります。江別市後見実施機関運営協議会及び本審議会での審議、市民アンケート調査の実施、最後に今後実施を予定しているパブリックコメントについて記載しております。

以上が第1章の説明となります。

次に14ページをご覧ください。

第2章「成年後見制度を取り巻く現状と課題」であります。本市の高齢者の現状及び将来推計は、(1)、(2)のグラフにありますとおり、高齢化率は上昇傾向にあり、令和2年度で30.9%、令和5年度には32.2%まで上昇する見込みであり、その後、高齢者人口がピークを迎える令和22年度以降もさらに高齢化率は上昇する見通しとなっています。

続いて、15ページをご覧ください。

本市の要介護認定者数に占める認知症高齢者であります。令和2年を基準とした増加率は、平成27年から令和2年までの過去5年間で約13.9%、令和2年から令和7年までの今後5年間では約19.8%となっており、高齢化の進展に伴い、年々増加していくことが予想されております。

続いて、16ページをご覧ください。

(4)に「知的障がい者」、(5)に「精神障がい者」の推移を記載しておりますが、知的障がい者、精神障がい者のいずれも増加傾向にあります。

続いて、17ページをご覧ください。

「全国における成年後見制度の利用状況」であります。制度の利用者数は年々増加しており、後見・保佐・補助の各類型の利用割合を比較しますと、後見の利用が全体の約8割を占めております。

続いて、18ページをご覧ください。

「本市における成年後見制度の利用状況」であります。令和2年10月29日現在の制度利用者数は238人であり、各類型の利用割合は、全国同様、後見類型が全体の7割以上を占めている状況です。

また、「成年後見人等と本人との関係」であります。後見人では親族が約6割を占める一方、保佐人及び補助人では、親族以外の割合が高い状況となっております。

続いて、19ページをご覧ください。

「市民アンケートの調査結果」であります。本アンケートは本計画の基礎資料とするため、40歳以上の市民（無作為抽出）と18歳以上の障がい者を対象に調査を実施したものであり、主な調査結果として4点記載しております。

ア 「成年後見制度の認知度」については、「制度の内容や手続き方法を知っている」、「制度の内容を大まかに知っている」と回答した方は約3割となっており、成年後見制度が広く浸透していないことが推測されます。

イ 「成年後見制度の利用意向」については、「わからない」と回答した方が約5割と最も多く、「今後利用したい」は2割に満たない状況です。利用しない理由については「利用すると、どんな効果があるかわからない」を選択した方が全体で約4割と最も多くなっております。

ウ 「自身が将来不安に思うこと」については、65歳以上の市民の約4割から約5割が「身の回りのことができなくなってきたこと」と回答しており、一方、障がい者においては「自分自身の将来」と回答した方が約5割と最も多くなっております。

エ 「江別市成年後見支援センターの認知度」については、「知らない」と回答した方が約7割にのぼります。

続いて、20ページをご覧ください。

本市における成年後見制度の利用状況や、市民アンケート調査結果からみえる主な課題として、3点記載しております。

1点目は「制度利用が必要な人に制度が十分に利用されていない」、2点目は「成年後見制度についての認知度が低い」、3点目は「成年後見制度についての相談窓口の連携」の強化を課題としてあげております。

これらの課題を踏まえ、制度浸透のための普及促進、安心した制度利用に向

けた環境の整備、速やかに適切な支援につなげる地域住民や関係機関等との連携体制の整備が、今後本市が取り組む課題であるといえます。

以上が第2章の説明となります。

次に22、23ページをご覧ください。

第3章「計画理念及び体系」であります。22ページに基本理念、基本目標を記載し、23ページに基本目標を達成するための施策の展開を一覧にして記載しております。

基本理念は、記載のとおり本市の地域福祉計画及び成年後見制度利用促進法の基本理念、認知症施策推進大綱の考えをもとに「すべての人の尊厳と意思が尊重され 住み慣れた地域で安心して いきいきと暮らせるまち」としております。

基本目標は、国基本計画における「今後の施策の目標」を踏まえ、記載のとおり3つの目標、基本目標Ⅰ「本人の意思決定支援・身上保護を重視した制度の運用となる仕組みを整えます。」、基本目標Ⅱ「適切な支援につなげる権利擁護・成年後見制度利用促進の体制を整備します。」、基本目標Ⅲ「安心して制度を利用できる環境づくりを推進します。」を設定しております。

施策の体系については、23ページに記載のとおりであります。この基本施策及び施策の展開については、基本目標同様、国計画を踏まえて設定しており、国計画においては、制度利用促進に向け総合的かつ計画的に講ずべき施策とされております。

続いて、26ページをご覧ください。

第4章「施策の展開」であります。26ページ以降、各基本施策に紐づく施策の展開について、基本的には、現状と課題、今後の方向性、主な具体的取組、取組実績 の流れで記載しております。

まず、「基本施策1 権利擁護支援の体制整備」であります。ここでは、権利擁護支援が必要な人を適切に支援につなげていくためのネットワークの構築及びその中核となる機関について記載しており、2つの項目に展開しております。

1つ目は、「施策の展開1-1 地域連携ネットワークの構築」です。

「ひとり暮らしの高齢者や8050世帯の増加による家族や地域のつながりの希薄化から、地域の中でも権利擁護ニーズを把握しにくくなっている」など

の現状と課題を踏まえ、「権利擁護支援が必要な人の早期発見・早期対応のため、法律・福祉の専門職団体、医療・福祉関係団体、相談支援機関、地域の関係団体等との連携を図り、地域で支え合う仕組みとして地域連携ネットワークを構築すること」を今後の方向性としております。

続いて、28ページをご覧ください。

2つ目は「施策の展開1-2 中核機関の設置と運営」です。

地域連携ネットワークを効果的に機能させるためには、当該ネットワークの中核となる機関が必要であることから、地域連携ネットワークを段階的・計画的に強化していくための中核機関を設置することを今後の方向性としており、具体的には、江別市成年後見支援センターの取組の充実を図るとともに、同センターを中核機関に位置づけることを検討します。

中核機関の業務の範囲については、必ずしも中核機関が全ての機能を担うというものではなく、地域連携ネットワークの関係団体と分担するなど、実情に応じて調整を図っていきたいと考えております。

続いて30ページをご覧ください。

「基本施策2 成年後見制度の利用を支える機能の充実」であります。ここでは、中核機関として位置づけることを検討している江別市成年後見支援センターを中心として、誰もが安心して成年後見制度を利用できるよう、制度の周知啓発や相談対応、担い手の育成等、制度利用を支える機能の充実について、5つの項目に展開しております。

まず1つ目は、「施策の展開2-1 広報機能の充実」であります。本市における成年後見制度の認知度は約3割と、制度の利用方法や後見人等の役割など市民にあまり理解されておらず、市民に身近な制度とは言えない現状であります。

制度を正しく理解することが、安心した制度利用につながることから、様々な機会における周知啓発活動や判断能力が十分ではない人に接する機会が多い民生委員や自治会、金融機関などの民間事業者等などに対し、出前講座や研修会等を実施し、制度の理解促進を図ることを今後の方向性としております。

続いて32ページをご覧ください。

2つ目は、「施策の展開2-2 相談機能の充実」であります。本市では、平成29年に成年後見支援センターを開設し、成年後見制度に関する相談支援を行っており、また、地域包括支援センターや障がい者相談支援事業所等の相

談支援機関では、それぞれの分野で相談業務を実施しています。

相談支援体制の強化や地域連携ネットワークを活用した関係機関との連携を図り、適切な権利擁護支援や早期の制度利用に結びつけることを今後の方向性としております。

続いて35ページをご覧ください。

3つ目は、「施策の展開2-3 成年後見制度利用支援にかかる事業の推進」であります。本市では、成年後見制度の申立てを行う親族がいない場合や親族の協力が得られない場合の市長申立てや、申立てに係る費用や成年後見人等への報酬を本人が負担することが困難な場合に、申立費用や報酬の助成を行っており、今後においても、成年後見支援センターや家庭裁判所等の関係機関と連携し、適正・迅速な支援により、制度の利用促進を図ることとしております。

続いて36ページをご覧ください。

4つ目は、「施策の展開2-4 受任者調整（マッチング）等の支援」であります。国の基本計画では、第三者が後見人等になるケースの中には、意思決定支援や身上保護等の福祉的視点に乏しい運用がなされているものもあると指摘されていることから、適切な受任者調整が課題となっており、今後の方向性としては、本人の意思決定支援・身上保護を重視した後見事務を適切に行うことのできる後見人等を家庭裁判所が選任できるようにするための受任者調整の仕組みについて検討していくこととしております。

続いて37ページをご覧ください。

5つ目は、「施策の展開2-5 担い手の育成・活用」であります。本市では、弁護士や司法書士等の専門職以外の市民が後見人等として活動する「市民後見人」を養成しており、養成後は、江別市社会福祉協議会が実施する「法人後見」の「後見支援員」として後見業務を行い、後見支援員としての実務経験を積んだ後、市民後見人として個人受任を開始することとしております。

専門職の人数に限りがある中、法人後見や市民後見人は、その特性上、今後ますますその活躍が期待されているところであり、市民後見人候補者に対するフォローアップ研修の継続的な実施や江別市成年後見支援センターを中心とした市民後見人への活動支援体制の整備により、権利擁護支援の担い手の確保に努めることを今後の方向性としております。

続いて、40ページをご覧ください。

「基本施策3 成年後見人等への支援」であります。ここでは、成年後見

人等が地域において孤立することなく、継続的かつ安定的な活動が行われるよう、中核機関を中心として地域連携ネットワークを活用したバックアップ体制の整備について記載しており、2つの項目に展開しております。

1つ目は、「施策の展開 3-1 地域連携ネットワークを活用した支援体制の検討」ですが、現在、親族後見人等からの相談は監督する家庭裁判所が対応していますが、家庭裁判所は意思決定支援や身上保護など福祉的な観点から本人の最善の利益を図るために必要な助言を行うことは困難であると言われており、国の基本計画において、本人の意思や心身の状態、生活の状況等を踏まえた後見活動がなされるよう体制を整備していくことが市町村に求められています。

今後の方向性としては、成年後見人等が孤立することなく安心して適切に後見業務に取り組めるよう、日常的に相談支援が受けられるような支援体制の整備に向けた検討に取り組んでいくこととしております。

続いて41ページをご覧ください。

2つ目は、「施策の展開 3-2 家庭裁判所との連携」ですが、成年後見制度において、制度の理解・知識不足が、親族後見人等による意図しない不適切な後見事務につながることもあると言われていていることから、不適切な財産管理等の後見事務の未然防止・早期発見が可能となるよう、適切な親族後見が実施されるための制度周知や申立支援、地域連携ネットワークを活用した継続的なチーム支援等の体制構築に向けた検討や家庭裁判所や関係機関との情報共有・連携の強化を今後の方向性としています。

以上が第3章、第4章の説明となります。

次に44ページをご覧ください。

「計画の推進と評価」ですが、(1) 計画の推進においては、成年後見制度が正しく理解されるよう、本計画の周知に努めるとともに、本計画の円滑な実施に向けて、各関係機関や家庭裁判所及び庁内関係部署等との連携・調整を図りながら、具体的な取組を推進していくこととし、(2) 「計画の評価」においては、PDCA サイクルによる各種施策の進捗状況の点検、評価、改善を行うこととしています。

続いて45ページをご覧ください。

本計画では、基本施策ごとに取組の効果を表す評価指標を設定しております。評価指標1は、基本施策1に対応する指標であり、地域連携ネットワークの

コーディネートを担う中核機関の2021年度末までの設置を指標としております。

評価指標2は、基本施策2に対応する指標であり、成年後見制度及び相談支援窓口の周知啓発活動を強化し、制度内容を知っている人の割合を、令和2年度の現状29.3%から向上させることを目指します。

評価指標3は、基本施策3に対応する指標であり、成年後見人等が地域において孤立することがないように、地域連携ネットワークを活用した支援体制の整備を推進していくことを指標としております。

以上が第5章の説明となります。

その他、48ページからは資料編として、市民アンケート調査結果など掲載し、今後は、計画策定の経過や市民からのご意見であるパブリックコメントの結果等を掲載する予定です。

なお、今後の予定ですが、本日、本審議会の皆さまからのご意見等を受け、再度、江別市後見実施機関運営協議会にて審議した後、4月頃にパブリックコメントを実施し、当運営協議会で最終案を決定する予定です。

また、本日もご審議いただくほか、後日ご意見等ございましたら、配布しております「計画策定に関する意見提出書」に記載のうえ、2月26日（金）までに介護保険課までご提出いただきますようお願いいたします。

## 佐藤会長

ただ今の報告にあった計画の素案について、委員の皆さんに審議していただきたいということです。ご意見やご質問等はありませんか。

## 東委員

大変素晴らしい計画案を出していただけて喜んでおります。特に障がいのある方とご家族の高齢化の問題や、成年後見制度を利用する上での不安材料についても広く拾っていただき、計画に載せていただいているというのは大変ありがたいと思います。

今、江別市の成年後見支援センターは福祉センターにあって、社会福祉協議会の中で部門別に活動されています。私ども障がい者の家族や高齢者の家族にとって、福祉センターは大変馴染みがありますので、相談にも行きやすく、相

談員の方も熱心に活動していただき、しかも講座を開き市民後見人の養成等も行っていることは、大変ありがたく感じています。

これからは、地域連携ネットワークをコーディネートする中核機関が大事なものになっていくと思います。資料の45ページには2021年度末までに設置とありますが、現在どの程度まで具体的にになっているのかを教えてくださいますか。

### 浦田介護保険課長

中核機関の設置についてですが、現在、江別市では社会福祉協議会に成年後見支援センターを設置しておりますので、センターの機能を強化し、来年度末までには中核機関として設置することを検討しているところであります。

そのためには、地域連携ネットワークが非常に大切になり、このネットワークをコーディネートすることが中核機関の重要な役割になってきます。現在も関係機関とはある程度連携が取られておりますが、今後中核機関を設置するまでに、各関係機関や民生委員、家庭裁判所等、それぞれが連携を強化していくことが非常に重要であると考えております。

### 東委員

どうもありがとうございます。どうぞよろしく願いいたします。

### 佐藤会長

そのほかはありませんか。

### 五十嵐委員

18ページの成年後見人等と成年被後見人等である本人との関係別件数の表について、親族後見人の数が、江別市は特に多いという印象を受けたのですが、江別市に何か特徴的な要因があるのかどうか、要因としては、専門家等の担い手が少ないので仕方なく親族の方が後見人を受けざるを得ない場合や、経済的な問題など色々なことが考えられると思うのですが、実際に市民のご相談を受けられていてどのように感じられているのか教えていただきたいです。また、親族後見人に対して、申し立てから実務をする中で何かサポートをされていることがありましたら教えてくださいますか。

### 浦田介護保険課長

江別市において親族後見人が比較的多いことにつきましては、先月行った家



庭裁判所との意見交換の中でも話題となったところです。制度が始まった当初は、全国の状況においても、親族後見人が全体の9割を占めていたのが、年々少なくなり、専門職の割合が高くなっている中で、なぜ江別市は親族後見人が多いのか、その理由についてはわかっておりません。

### 高松介 護保険課 高齢福祉係長

今、ご説明しましたように、全国的には親族後見人の割合が低く、専門職等の第三者の後見人の割合が高い傾向ではありますが、本市は3のタイプのうち、特に後見類型において親族後見人の割合が高いという状況です。家庭裁判所からは、親族が後見人になることは成年後見制度の趣旨からすると望ましい状況であるとの話があったことから、現状としては良い状況ではないかと受け止めております。

五十嵐委員がおっしゃた、担い手がないことが親族後見人が多い要因なのではないかという点についてですが、本市におきましては先ほど説明させていただきましたように、今年度も26名の市民後見人を養成し、また、江別市社会福祉協議会による法人後見も実施しておりますので、担い手が不足していることにより親族後見人が多くなっているとは認識しておりません。

いずれにいたしましても、市民後見人や法人後見の役割は重要になってきますので、今後もその点について力を入れて取り組んでいきたいと考えております。

また、親族後見人への支援ということについてですが、成年後見支援センターでは成年後見制度の利用について相談があった場合には、制度の説明、申立書類等の作成方法の説明、裁判所への申立てまでの支援を行い、また場合によっては専門職への引き継ぎなども行っております。

しかしながら、実際に後見活動が始まってからの親族後見人への支援についてはまだ不十分なところがありますので、この計画にもありますように、今後、親族後見人も含めた全ての後見人に対する支援が重要になってきますことから、例えば他市で実施している「後見人のつどい」といった、後見人が集まり、後見活動に関する不安を話したり、専門職からの助言をもらったり、情報交換をする場を設けている例などを参考にしながら、後見人支援に向けた取組を進めていきたいと考えております。

### 五十嵐委員

ありがとうございました。

## 佐藤会長

そのほかに質問はありませんか。

(なしの声)

## 佐藤会長

それでは次に、カの「待機児童解消対策について」を議題といたします。

事務局から報告をお願いします。

## 天野子ども育成課長

待機児童解消対策についてご説明いたします。資料4をご覧ください。

待機児童につきましては、子育て世代の転入や、女性の就業率の上昇等により、1～2歳児を中心に、年度当初において発生する状況が続いており、その解消に向けて重点的に施策を進めているところであります。

まず「1 令和2年度 保育に係る待機児童の状況」であります。昨年の4月1日現在で、国定義に基づく待機児童が67人、潜在的待機児童が84人となっており、合計で151人となっております。平成31年度は国定義の待機児童の発生はなく、潜在的待機児童が88人でしたので、合計で比較しますと63人の増加となっております。また、10月1日現在では、0歳児が増加し、合計で167人の待機児童が発生しております。この数字は平成31年度と比較して、3人減少しているところです。

このような状況の中、「2 令和2年度に実施した提供体制の確保について」ですが、まず(1)公募による小規模保育事業所新設につきましては、昨年春に公募した「夢ふうせん」が定員19名で9月に開設しており、同じく「あかとんぼの森」が定員15名で10月に開設しているところであります。また、(3)の同じく昨年4月に公募した保育所新設につきましては、「きつぱーく野幌保育園」と「野幌みつばち保育園」が定員40人ずつで今年の4月に開園予定となっているほか、既存施設の定員見直しにより、令和3年度当初において、122人の定員を拡大する予定です。その結果、下の表にありますとおり、保育認定における提供体制としては、合計で1,792人となる予定です。

なお、表下段に※印で記載している企業主導型保育は、企業が従業員を対象として設置する保育施設で、制度上、認可外施設ですが、認可施設と同様の基準をクリアすることで、内閣府の助成を受け運営するものです。市内では既に4施設開設しており、定員は計62人で、その一部を地域の方も利用できるものです。

さらに（４）であります。今後、しばらく保育利用者の増加が続くものと見込んでおりますことから、現在令和４年度開設予定の教育・保育施設運営事業者の公募を、記載のとおり実施しているところであります。

今後においては、３の「令和３年度に実施する予定の待機児童解消対策」として、（１）の教育・保育施設の提供体制拡大につきましては、現在進行中であり公募により選定しました運営事業者に対し、報告事項アの令和３年度予算案の概要で説明しましたとおり、施設整備の支援を行う予定です。

また、（２）の保育士等人材確保として、市内事業者を通し、保育士等の奨学金返還支援や宿舍借上に対する支援を行うほか、保育士等人材バンク等の利用促進等を実施する予定です。

いずれにいたしましても、今後も保育ニーズや待機児童の状況を把握しながら、安心して子どもを産み育てられ、子育てと就労の両立ができる環境づくりを進めてまいりたいと考えております。

## 佐藤会長

ただ今の報告について、皆様からご質問等はありませんか。

## 山崎委員

江別市の人口が１２万人に近づいているような状況で、待機児童の解消は一つのキーポイントなと思いますが、保育士の人材がなかなか確保できないことを危惧しています。ハローワークにお願いしてもほとんど機能していない状況ですし、コスト高の人材派遣会社も競争がありますので、保育士の人材確保は非常に難しくなっています。

江別市にも、新設の保育園を作ることは必要だと思います。また保育士の確保に向けて、資料３の（２）のように、奨学金返還支援事業など色々と実施していただいています。札幌では保育士の奨学金を支援する事業が盛んで、私は保育園を運営しておりますが、当保育園で実習を終えた学生に「うちの保育園で勤めてくれますか」と訊きましたら、「札幌市からの奨学金で５年間は無理です」と、江別市に住んでいる方からもそのようなお返事でした。

札幌市は、札幌の大学生の人材をがっちり確保しているようで、江別市も当然頑張ってもらっていますが、保育資格を取れる江別市内の２つの大学との連携促進をこれから強化していかなければならないと思います。例えば江別市の保育園と認定こども園で２０軒くらいありますが、それぞれ保育士を１～２名程度採用できれば、定員の１０％増の受入れが可能となり２００名近い待機児童を補えますが、保育士を確保出来なければそれも出来ないわけです。新しい保育園を作ることも大事ですけれども、４、５年後には子どもの数も減って

くる可能性も十分ありますので、そういう意味でも保育士の確保が重大なテーマになると考えておりますので、お話を伺えたらと思います。

### 天野子ども育成課長

人材確保についてですが、器の用意だけではなくて、併せて保育の質を高めるための保育士人材確保との両輪で整備しなければならないことだと考えております。

保育士人材の確保策といたしまして、資料の3「令和3年度に実施予定の待機児童解消対策」の(2)「保育士等人材確保」で、市内事業者に各種助成(保育士等奨学金返還支援事業、保育士等宿舍借上支援事業)と記載されておりますけれども、奨学金返還支援事業については、令和2年度から実施しているもので、昨年12月現在で、7施設20名の方が利用している状況になっております。

保育士等宿舍借上げ支援事業は、保育士・幼稚園教諭が住むアパートを借りるための費用の一部、最大月4万4千円を助成するという制度で、こちらも今年度当初から行っております。昨年12月現在で、7施設16名の方が利用しており、人材確保対策として新しい取り組みを進めているところです。

潜在保育士の確保策という点では、実はコロナ禍の状況でなければ、各種保育施設をバスで回るツアーを実施する予定でした。アンケート調査で、個別ではなかなか行きにくいというご意見もありましたので、団体で見学をする事業を考えていたのですがコロナ禍で実施できず、代案として、道内の全養成校に江別の状況をお知らせするための、パンフレットを配布させていただいております。

このように人材確保につきましては様々な策を駆使しながら取り組んでいるところです。また、これまで行っている保育士の人材バンクの登録につきましても、潜在保育士の開拓に貢献してございまして、26年から実施し現在32名の登録がある状況ですが、保育施設への情報提供を行い20数名が就労に結びついています。また、保育士資格は無くても保育補助ができるという形の中で、市では平成26年から子育て支援研修を開始し、累計131名の方が研修を受講、そのうち約3割である42名の方が市内施設に就労しているという実績などもあり、地道な取り組みの成果が形になって表れてきているところです。

やはり保育人材につきましては、施設を整備すればするほど人材確保が難しくなるのが実状でございます。そのような中、保育園間で人材の取り合いになることのないように、養成を含め人材の確保に結び付けていきたいと考えてお

ります。

#### **山崎委員**

ありがとうございます。

#### **佐藤会長**

そのほかはありませんか。

(なしの声)

#### **佐藤会長**

以上で、報告案件は終了いたします。

次に、「3 その他」に入ります。

委員の皆様から何かございますか。

#### **東委員**

生涯活躍のまち事業の進捗状況、おそらく2021年度の4月から始まるものもあると思いますので、それにつきまして教えていただけますか。

#### **山岸障がい福祉課長**

障がい者の福祉施設に関しましては、4月から開設予定と聞いております。

#### **浦田介護保険課長**

介護関係の施設については、特養、老健、小規模多機能等を作る予定ですが、そちらの方は遅れておまして、工事が終わるのが6月頃の予定で開設はそれ以降と聞いております。

#### **東委員**

詳しくは生涯活躍のまちに関するホームページで調べるとわかりますでしょうか。大麻にある担当の事務局にお聞きした方がよろしいでしょうか。

#### **浦田介護保険課長**

生涯活躍のまちは企画政策部が担当しており、介護や障がいの施設など関係機関と市民とが連携・協働しながら進めていくということで「生涯活躍のまち形成事業計画」を策定しているところですが、具体的な取組等はこれからになると思います。企画政策部で3月に説明会を予定しているようです。

**東委員**

ありがとうございます。

**佐藤会長**

そのほかはありますか。

(なしの声)

**佐藤会長**

事務局から何かございますか。

**村田管理課長**

次回の審議会の開催時期は、現段階では決まっておりません。

委員の皆様は令和3年10月31日までですので、引き続きよろしく  
お願いいたします。以上です。

**佐藤会長**

それでは、本日の審議会はこれをもって終了といたします。

ありがとうございました。